神埼市公告第４８号

神埼市千代田町出来島地区を受益地とする農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）（湛水防除事業　排水施設整備対策工事）を県営土地改良事業として施行申請するため、土地改良法(昭和２４年法律第195条)　第８５条の２第５項において準用する同法第８５条第６項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画概要に対して意見のある者は、下記に示す縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

令和８年１１月９日

神埼市長　　實　松　尊　徳



１　縦覧期間

自 令和８年１１月９日

至 令和８年１２月８日

２　縦覧場所

神埼市役所およびインターネットによる公表（市ホームページ）

公　　告

神埼市千代田町出来島地区を受益地とする農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）（湛水防除事業　排水施設整備対策工事）を県営土地改良事業として施行申請したいので、土地改良法(昭和２４年法律第195条)　第８５条の２第５項において準用する同法第８５条第６項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画概要に対して意見のある者は、下記に示す縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができます。

令和８年１１月９日

神埼市長　　實　松　尊　徳

1　縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）（湛水防除事業排水施設整備対策工事）出来島地区の事業計画概要書

2　縦覧の期間

自 令和８年１１月９日

至 令和８年１２月８日

3　縦覧の場所

神埼市役所およびインターネットによる公表（市ホームページ）

4　意見書の提出方法等

(1)意見書の提出先

①郵便　〒842-8601

神埼市神埼町鶴3542番地1

神埼市役所　産業振興部　農村整備課　宛

②ファクシミリ　0952-52-6549

③電子メール　nosonseibi@city.kanzaki.lg.jp

(2)意見書の提出期限　　令和8年12月8日

(3)意見書の提出上の注意

① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載して下さい。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答いたしませんので、あらかじめ御了承下さい。

④ 電話での意見はお受けできません。